

抑制区域として指定する区域

根 拠 法 令 等	区 域 の 名 称 等
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及びその影響を受ける区域
地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項	地すべり防止区域及びその影響を受ける区域
砂防法（明治３０年法律第２９号）第２条	砂防指定地及びその影響を受ける区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項	急傾斜地崩壊危険区域及びその影響を受ける区域
河川法（昭和３９年法律第１６７号）第６条第１項及び第５４条第１項	・ 河川区域 ・ 河川保全区域
森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２５条第１項	保安林の区域
農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４条第６項１号イ及びロ	・ 農用地区域内の農地 ・ 甲種農地 ・ 第１種農地
農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第８条第２項第１号	農業振興地域内の農用地区域
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第２８条第１項	鳥獣保護区域
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１５条の１７及び第１６条	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所
文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第２７条第１項、第５７条第１項、第９３条第１項及び第１０９条第１項	・ 重要文化財（建造物その他の土地の定着物と一体のものとして重要文化財に指定された土地を含む。） ・ 登録有形文化財（建造物その他の土地の定着物と一体のものとして登録文化財に登録された土地を含む。） ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地 ・ 国指定史跡名勝天然記念物の指定地
埼玉県文化財保護条例（昭和３０年埼玉県条例第４６号）第５条第１項及び第３１条第１項及び第３７条第１項	・ 県指定有形文化財（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。） ・ 県指定史跡名勝天然記念物の指定地 ・ 県指定旧跡の指定地
小川町文化財保護条例（昭和３６年小川町条例第４号）第６条第１項	町指定文化財（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。）
埼玉県立自然公園条例（昭和３３年埼玉県条例第１５号）第４条第１項	埼玉県立自然公園内の普通地域